65歳以上の方へ

介護保険料の納付をお忘れなく！

あなたの介護保険料は？

保険料は市民税の課税状況や所得金額によって9段階に分かれます。次のフローチャートで確認してください。

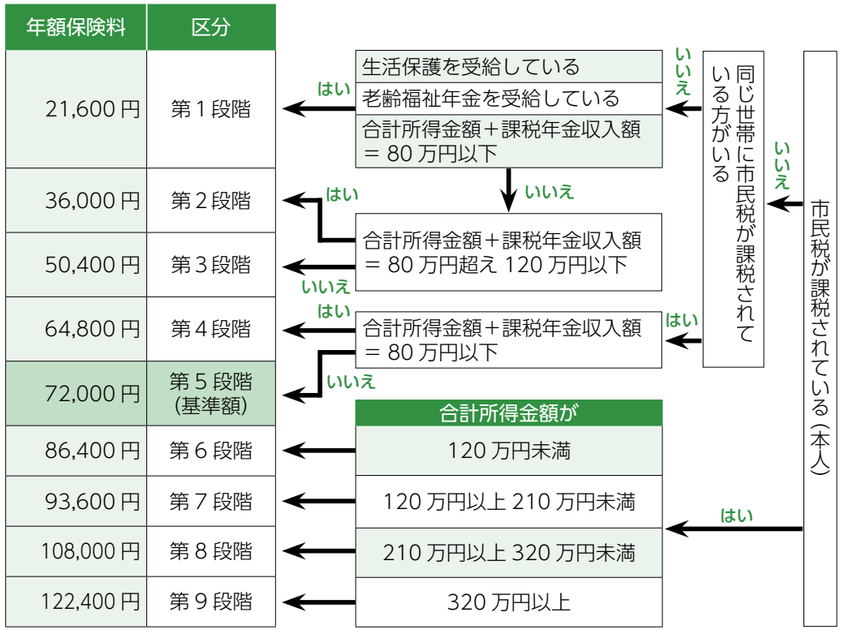

納める方法は？

■特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いのとき、その受給額から天引きされます（老齢福祉年金、恩給は対象になりません）。

ただし、次のような場合は、特別徴収に切り替わるまで一時的に普通徴収（納付書などで納める方法）で納めます。

■年度の途中で65歳（第1号被保険者）になったとき

■年度の途中で他市町村から転入したとき

■収入申告のやり直しなどで、所得段階の区分が変更になったとき

■年度の途中で年金の受給が始まったとき

※なお、年金を担保に貸し付けを利用されている方は、普通徴収となります。

■普通徴収

年金が年額18万円未満の方は、納付書や口座振替で納めます。口座振替にすると、納める手間がかからず、納め忘れもなくなります。希望する方は、金融機関で手続きをしてください。

また、納期限前であれば、コンビニでも納付できます。

減免はあるの？

平成23年3月11日時点で旧警戒区域及び旧緊急時避難準備区域に住民登録があった方で、第1号被保険者を対象に全額減免します。

※合計所得金額が633万円を超える方は除きます。

保険料を納めないと…

■1年以上滞納すると

介護サービス費用をいったん全額自己負担することになります。申請により保険給付分の9割（一定の所得のある方は8割または7割）が払い戻されます。

■1年6カ月以上滞納すると

介護保険給付の一部あるいは全額を、一時的に差し止められます。

■2年以上滞納すると

介護保険利用者負担が1割から3割（一定の所得のある方は4割）に引き上げられ、介護保険高額介護サービス費が受けられなくなります。

＊　＊　＊

介護サービスを不安なく受けるために、介護保険料を忘れずに納めましょう。

●問い合わせ
保健福祉部　高齢福祉課
☎82-1115

介護保険サービス 利用者負担割合の確認を

7月中に新しい介護保険負担割合証（水色）を送付します。

要介護（要支援）認定者、介護予防・日常生活支援総合事業に該当される方は必ず内容をご確認ください。

低所得の子育て世帯の方へ

子育て世帯生活支援特別給付金（児童1人あたり、一律5万円）を支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給します。

ひとり親世帯以外の世帯

●支給対象者

次の①②のどちらか一方と③④のどちらか一方を満たす方

①4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者、または5月～5年3月までのいずれかの月の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けた方

②①に該当せず、16～18歳のみの対象児童を養育している方

③4年度住民税（均等割）が非課税の方

④4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

●対象児童

・18歳を迎えた後の最初の3月31日までの間にある児童（平成16年4月2日以降に生まれた児童）

・20歳未満の心身に一定の障がいがある児童

●給付額

上記①～④の支給対象者に対して、対象児童1人あたり一律5万円を支給します。

●申請方法

支給対象者の①③両方に該当する方は、申請の必要はありません。

それ以外に該当する方は、こども未来課へ申請が必要です。

申請受付は、7月19日（火）から開始します。

●通知の送付時期

支給対象者の①③両方に該当する方へ7月中旬に通知を送付します。

●支給方法

支給対象者の①③両方に該当する方は、児童手当または特別児童扶養手当を受給している口座へ振り込みます。

それ以外の支給は、申請書に記載の口座に振り込みます。

●支給時期

支給対象者の①③両方に該当する方の給付金は、7月下旬に支給します。

それ以外の支給は、申請書受理後、準備ができ次第順次支給します。

ひとり親世帯

●支給対象者

ひとり親世帯で、次のいずれかに該当する方

①4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方（全部支給停止者を除く。）

※①に該当する方は6月下旬に支給しました。

②公的年金給付などを受けていることで児童扶養手当の支給を受けていない方

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

※児童扶養手当の認定を受けていない方も含みます。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方など

●対象児童

・18歳を迎えた後の最初の3月31日までの間にある児童（平成16年4月2日以降に生まれた児童）

・20歳未満の心身に一定の障がいがある児童

●給付額

上記①～③の支給対象者に対して、対象児童1人あたり一律5万円を支給します。

●申請方法

支給対象者の②③に該当する方は、申請が必要です。

申請受付は、7月4日（月）から開始します。

●支給方法

②③に該当する方への支給は、申請書に記載の口座に振り込みます。

●支給時期

②③に該当する方への支給は、申請書受理後、準備ができ次第順次支給します。

両方の給付金の支給要件に該当する方でも、どちらか1種類の給付金しか受給できません。

※詳しくは、個別に通知されたお知らせまたは市ホームページなどでご確認ください。

問・申保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000